

## 序章 みどりの計画

---



# 1.計画策定の背景と目的

## ▽みどりのまちづくりの推進

本市では、2000年（平成12年）に「みどりの計画（福山市緑の基本計画※）」を策定し、2010年（平成22年）に福山市都市マスタープランと整合を図るため見直しを行い、2025年（平成37年）を目標年次として「守ろうみどり つくろう大地 育てよう心」を基本理念とし、みどりのまちづくりを推進してきました。

## ▽みどりを取り巻く環境の変化

近年、地球温暖化※、都市部におけるヒートアイランド※現象、少子高齢化の進行及び市民ニーズの多様化などみどりを取り巻く環境が大きく変化しており、都市の方向性としても「成長型」から「成熟型」への変化が求められています。こうしたことを受け、2004年（平成16年）には景観緑三法※が制定され、2008年（平成20年）には歴史まちづくり法※が制定、2012年（平成24年）には生物多様性国家戦略 2012-2020 が閣議決定され、これら社会情勢の変化や国の動向などに対応した緑の基本計画※が新たに求められています。

## ▽より実現性の高い施策展開への見直し

以上を踏まえ、これまでのみどりのまちづくりにおける成果の整理・解析をもとに、旧計画の内容を検証し、新たな時代、新たな福山市にふさわしく、より実効性の高い施策展開を図ることを目的として、みどりの計画を見直します。

## ▽みどりのまちづくりを行う総合的な指針となります

都市のみどりは何も施策を講じないと失われていくおそれがあるため、長期的かつ総合的な計画に即して施策を推進していくことが必要です。

また、市民との協働による個性あるまちづくりを進めるためには、市民ニーズを反映した明確なビジョンを示す必要があります。

さらには、計画目標の実現に向け、行政内部の横断的な調整や様々な主体の連携が必要となります。

前記の3点を解決する手段としてみどりの計画が位置付けられ、みどりのまちづくりを行う総合的な指針となります。

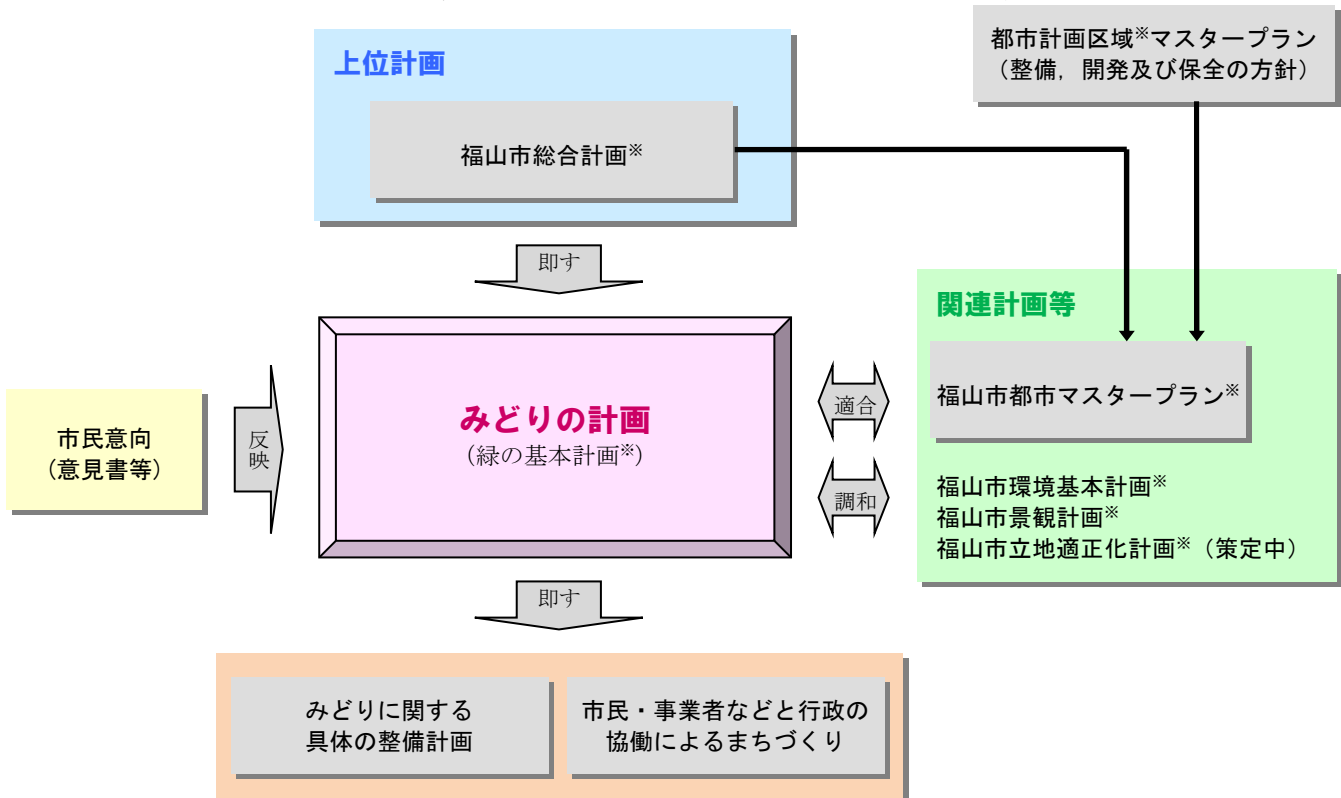
## 2.計画の概要

### 1)みどりの計画（緑の基本計画※）とは

「みどりの計画（緑の基本計画※）」とは、都市緑地法※第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村が長期的な視点に立ってみどりの将来像を定め、その実現に向けた施策として緑地の保全、公園の整備及び管理、公共施設や民有地の緑化及び意識啓発などの方針を明確にする計画であり、みどりのまちづくりを総合的かつ計画的に実施するための指針となる計画です。

### 2)位置付け

みどりの計画は、上位計画である福山市総合計画※に即すとともに、関連計画である福山市都市マスタープラン※、福山市環境基本計画※及び福山市景観計画※、福山市立地適正化計画※（策定中）等との整合を図ることで、本市におけるみどりの総合的な計画として位置付けられます。



### 3)計画の対象と目標年度

都市緑地法※は、主として都市計画区域※を対象としていることから、本計画の対象地域は都市計画区域※を基本とします。ただし、本計画が本市におけるみどりの総合的な計画であるという観点から、保全などの方針については行政区域全体を対象として示します。

本計画は、福山市都市マスタープラン※と整合を図り、17年後の2025年度（平成37年度）を目標年度とします。

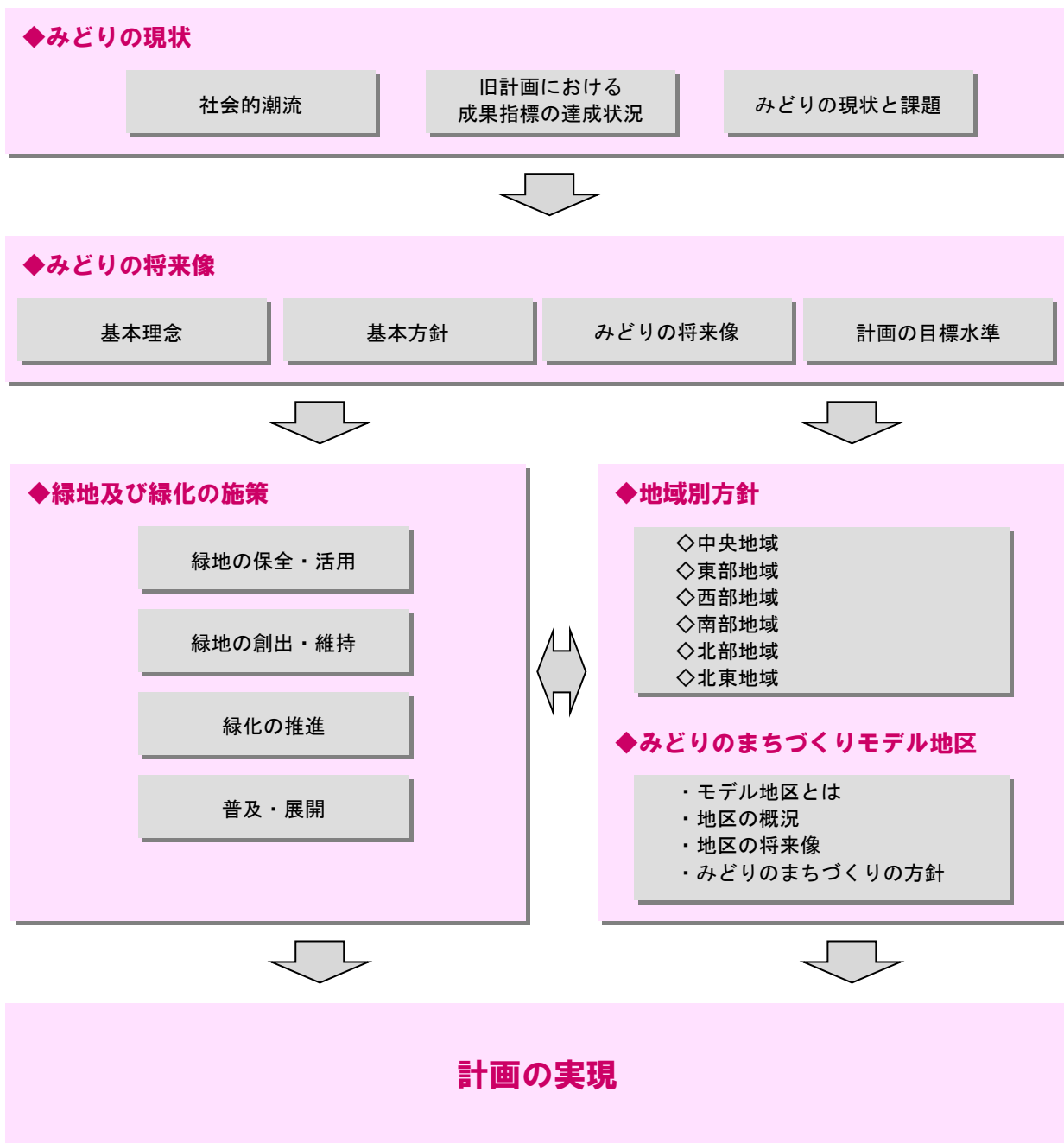
なお、社会経済情勢の変化に対応し、適宜見直しを行っていきます。

2008年度（平成20年度）  
（基準年度）

2025年度（平成37年度）  
（目標年度）

長期的なまちづくり

4) 構成と策定の流れ

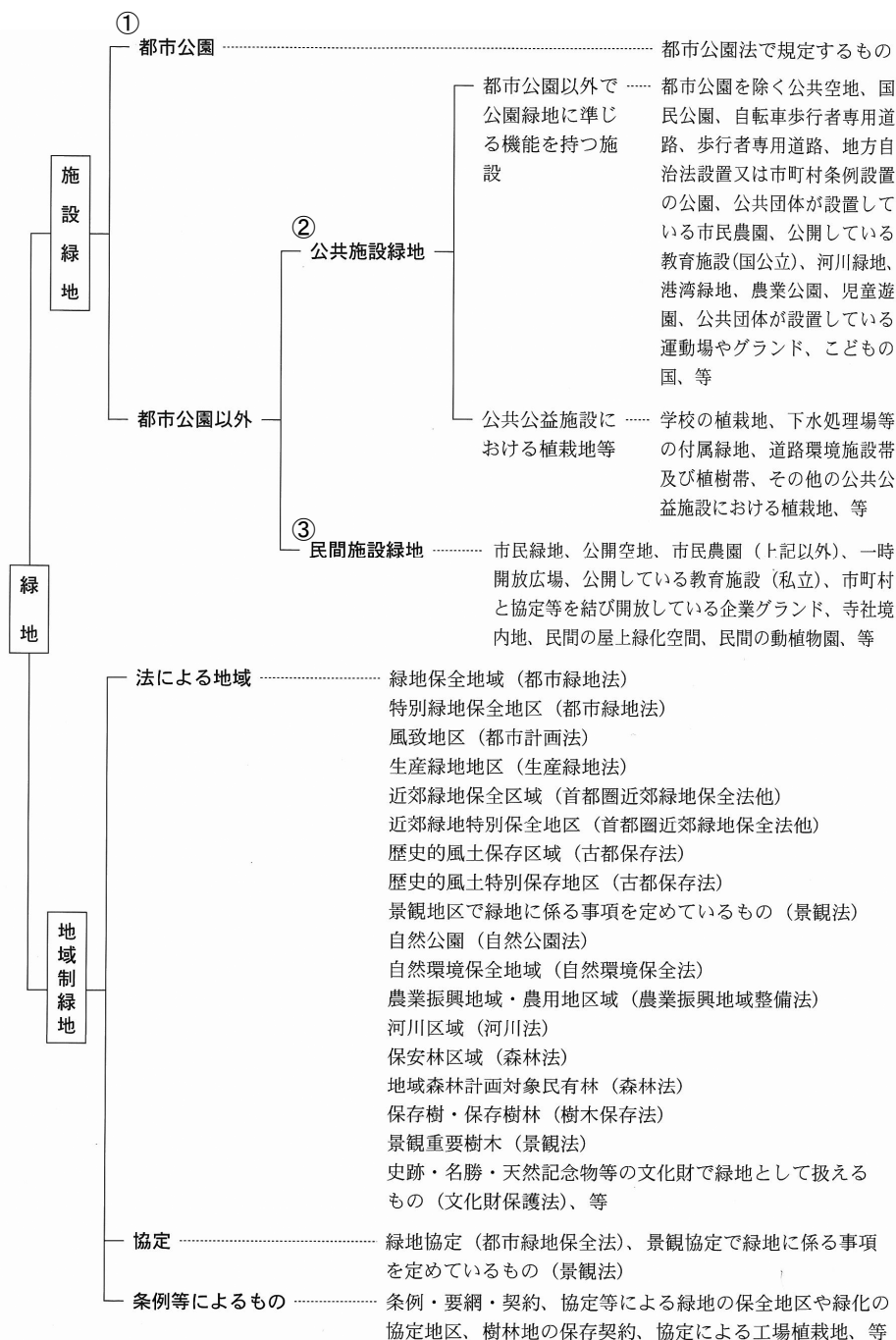


## 5) 対象とするみどり

本計画で対象とする「みどり」は、次に示す緑地に加え、道路植栽や民有地の緑化など、すべての緑を対象とします。

### ◆緑地

一般に緑地とは、幅広く緑を有する土地を対象とし、施設緑地と地域制緑地に大別されますが、本計画では、都市緑地法<sup>\*</sup>、都市計画法<sup>\*</sup>及びみどりのまちづくり条例<sup>\*</sup>など、みどりに関する法や条例等（以下「法や条例等」という。）により区域が指定された永続性の高い緑地を対象とします。



資料：新編 緑の基本計画<sup>\*</sup>ハンドブック (H19.4.2 発行)

## ▽本計画で対象とする施設緑地

「都市公園※」「公共施設緑地」「民間施設緑地」を施設緑地の対象とします。

## ①都市公園※

→都市公園法※で規定された公園。

種類	種別	内容
基幹公園	街区公園※	主として街区居住者を対象とした公園。標準敷地面積:0.25ha
	近隣公園※	主として近隣居住者を対象とした公園。標準敷地面積:2.0ha
	地区公園※	主として徒歩圏内居住者を対象とした公園。標準敷地面積:4.0ha
	都市総合公園※	都市住民全般の総合的な利用に供する公園。標準敷地面積:10～50ha
	都市運動公園※	都市住民全般の主として運動の用に供する公園。標準敷地面積 15～75ha
特殊公園※		風致公園※, 動植物公園, 歴史公園※, 墓園など目的に則し配置する公園。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村を越える広域の住民を対象とした公園。標準敷地面積:50ha 以上
	レクリエーション都市	大都市圏域の住民を対象とした公園であり, 大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置された一団の地域。標準全体規模:1,000ha
国営公園		主として一の都府県を越える広域的な利用に供することを目的として国が設置する公園
緩衝緑地※		公害や災害を防止・緩和するため, その発生源と住宅地等を分離遮断することを目的とした緑地。
都市緑地※		都市の自然的環境の保全・改善, 都市景観の向上を図るために設けられる緑地。標準敷地面積:0.1ha 以上
都市林		主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とした公園。
緑道		災害時における避難路, 市街地の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地。標準幅員:10～20m
広場公園		商業・業務系の地域において, 都市景観の向上や利用者の休息を目的とした公園。

## ②公共施設緑地

→都市公園※以外で公園緑地に準じる機能を有する公共施設。子ども広場やその他管理地(公園, 緑地)などが該当します。

## ③民間施設緑地

→民間が設置する公共性及び持続性の高い施設。市民農園※や公開している企業グラウンドなどが該当します。

## ○都市公園等

→都市公園※及び公共施設緑地

## ▽本計画で対象とする地域制緑地

主にみどりの保全を目的とした法や条例等により区域が指定された, 持続性の高い市街地及び市街地周辺の緑地。緑地保全地域※, 風致地区※及び水面・水辺などが該当します。